法令・例規における定義規定の記述方法と理論的背景

角　田　篤　泰

第 1 章　はじめに
第 2 章　定義規定の記述方法
　第 1 節　準備的説明
　第 2 節　定義規定の記述作業方法
　第 3 節　定義規定の記述スタイル
　第 4 節　チェックリスト
第 3 章　定義方法の理論的背景
　第 1 節　法令・例規における定義の機能
　第 2 節　定義規定の記述方法の妥当性
　第 3 節　検査項目の根拠
　第 4 節　概念の分類と分かりやすさについて
　第 5 節　概念間の関係について
第 4 章　まとめ

第 1 章　はじめに

本稿は、法令や自治体例規[1)]を作成する際の定義規定の書き方について、数理論理学や情報科学の見地から、可能な範囲で客観的な方法論を与えるものである。従来、このような定義規定の記述方法論は、経験的なものとして伝承されたり、定義形式に関わる部分だけがマニュアル化されて出版されたりするに留まり、作業方法や意味的な部分まで整理さ

1)　本稿では、条例と規則をまとめて「例規」と表記する。

れるようなことがほとんどなく、その一方で、実務の例規記述時には、作業方法や意味的問題に起因する多くのエラーが生じている。具体的にそのようなエラーを指摘し添削する著作もある[2)]。そこで、この方法論を整理して提供することで、実務に貢献することを目指すとともに、単なる経験則ではなく、数理論理学や情報科学の見地からその根拠となる理論的背景を提示することを考え、本稿の執筆に至った。なお、学術的議論だけでなく、実際に自治体職員の方々などに利用されることも考慮して、前半では、本稿の結論でもある具体的な方法についてなるべく平易に記述し、後半において、その理論的背景について論述及び解説を行う。

第２章　定義規定の記述方法

本章では、法令・例規における定義規定の記述方法について、その具体的手順を示す。まず、前提となる事項について説明し、次に、全体の定義手順の流れを示し、最後に、その手順に沿って、各作業方法を詳細に示す。

第１節　準備的説明

本節では、本章で使用される用語や前提となる考え方などを示す。

1．定義文の形式

定義規定中の１つの定義文について、本稿での用語法を記す。一般に「定義文」とは、次のような形式の文である[3)]。

「○○とは・・・・・をいう。」
「○○とは・・・・・である。」

2）　田島信威･高久泰文『市町村条例クリニック』ぎょうせい（2001）、以降『クリニック』で参照する。
3）　本来、定義は形式で決まるものではなく、その意味も考慮されるべきである。その際の意味的な制約は、本文中の「○○」と「・・・・・」の表現を用いると、「○○である」ことと「・・・・・である」ことが同値であることである。なお、「A と B が同値である」とは、A ならば B と、B ならば A が同時に成り立つことである。

法令・例規では、前者の書式が多いようだ。いずれの場合でも、本稿では、「○○」の部分を「定義語」や「定義対象の用語」と呼び、「‥‥‥」以下の部分を「定義本体」と呼ぶことにする。ただし、法令･例規では、表形式を用いて、次のようにスペースをとって表現するケースも多く、これも各部については同じ呼称で呼ぶことにする。

「○○　‥‥‥をいう。」

2. 用語の説明

本小節では、以下、本稿に登場する用語について説明する。ただし、本稿前半をマニュアルとして利用するために必要な程度の平易な内容に留めている。

[概念]

種、類、クラスなど、意図された抽象的対象や集合の総称こと。これは、具体的な個体ではなく、物事の総称が指し示している観念的な存在である。例えば「机」という名称は机の概念を指しており、机の概念とは個々の机ではなく、それらから抽象された机というクラスとして、目に見えて確認できるものではないが、頭の中では想像できている（と一応信じている）ものである[4)]。

なお、「**上位概念**」「**下位概念**」とは、それぞれ、ある概念を含む意味を持つ概念と、ある概念に含まれる意味をもつ概念のことであり、相対的に決まるものである。

[外延]

概念に属している具体的な個体（「**実例**」や「インスタンス」と呼ばれる）を全て集めたと考えた場合の集合のことである。本稿では概念名がないようなものでも、実例の集合であれば外延と呼ぶことがある。な

4)　このような、概念の意味の捉え方はギリシア時代以来続くものであるが、20世紀に入ってから、言語分析哲学的には、批判的な見方が多い。筆者も本来は批判的であるが、本稿では、素朴に人々が受け入れやすいこの伝統的な解釈を採っている。なぜなら、本稿の目的は物事の真の意味を問うことではなく、客観化できる拠り所が欲しいだけだからである。

お、第 3 章第 4 節に記す例のように、稀に個々の実例のことも外延と呼ぶことがある。

［内包］

概念を定義付ける性質やその記述内容のことである。あるいは、それがなくてはその概念とは言えないような性質を必要十分なだけ、論理積として結合したものとも言える[5)]。

3. 仮定している法制執務プロセス

本稿で提案する方法論が前提としている法制執務のプロセスについて示す。立法作業を具体的に進めようとすると、まず、政策立案の動機の基となる様々な要望や立法事実が集められ、それらに応ずるように、政策設計がなされ、代替案も形成され、それらの中で、ある程度合意が形成されたものに対し、一旦そのような法政策の案を「**法政策要綱**」として書き下してみるところから本方法論は開始する。その後、条文化する直前の段階で出される最終的な要綱（「**法令案要綱**」と呼ぶ）の形になるまでの間に本方法論が適用されることになる[6)]。

なお、この法政策要綱を書き下す時点で、詳細までは書き下せないのであれば、定義規定に関しては、しばらく考えないでおき、法令案要綱も一旦定義規定なしで作成し、その法令案要綱ができてから、必要に応じて、定義規定を設けるべきであろう。

4. 基本的方針

本小節では、本稿で提案する方法論を貫く 2 つの方針を示す。これらは、定義規定の記述作業をする際にも意識して頂きたいことである。次の通りである。

5） そのような必須の性質を「本質的性質」や「定義的性質」と呼ぶ。また、それ以外の性質を「属性的性質」と呼ぶ。

6） 現場の立法過程の手順は実際に自治体などを回ってヒアリングしてみたところ、様々な手順が見受けられたので、本稿で仮定している立法過程の手順は、合理的に議論されて、参照しやすい、次の著作に従っている。大島稔彦『法令起案マニュアル』ぎょうせい（2004 年）3-5 頁。

・不要な定義規定は置かない。

定義規定などは、法令・例規が分かりやすいものであれば、本来は不要なものである。むしろ、無理に定義することで、エラーが混入するケースが多い。また、無理に定義することで、全体が歪んだものとなるケースや分かりにくい規範・政策になってしまうことさえある。

・外延で考える。

定義対象の用語や定義文内の語彙の表す概念の外延の状態や、そこに対象ケースが含まれるか否か、という観点から定義を考えるというものである。また、外延を意識することで、対象概念の明確化への意識も促進されることを期待している。

第2節　定義規定の記述作業方法

本節では、定義規定の記述を行う際の作業手順を示す。その基本的な流れは、実際に法政策の案を書き下してみて、用語として定義することが妥当なものを見つけ、定義を試みて推敲し、検査する、というものである。なお、現場の作業では以下の手順通りでなく、試行錯誤しながら進め、後戻りなどがあっても構わない。

(1) 法政策案要綱の記述

まずは作業の前提として、法政策として実現しようと考えているものを文書化してみる必要がある。この文書が法政策要綱（案）である。先に文書化しておく理由は作業用のキャンバスのような客観的な操作対象が必要だからである。なお、この要綱は条文化されている必要はない。さらに、この時点では、まだ用語の定義を記述しないものとする。一方、この時点でも、法律事項については明確にしておく必要がある。例えば、原則と例外の関係にあるような法律事項を概念の定義とその除外として規定してしまい、権利・義務の記述が分散して分かり難くなることを避けるためである。

(2) 用語（概念）の洗い出し

記述した要綱に対して、次の処理を行う。

（a）日常語ではない用語を抜き出す。この時、専門辞書などに載っている専門用語と、よく知られているものは除くものとする。ただし、分野や辞書によって、解釈が分かれる場合であれば抜き出す。
（b）日常語であっても、人によって解釈が異なる語やあまり知られていない語であれば抜き出す。
（c）複数の概念の列挙や組合せとして、繰り返し同じパターンで記述されている部分を抜き出す。
（d）繰り返し出現する、煩雑あるいは複雑な表現部分を抜き出す。

（3）定義実施

（a）と（b）の作業で抜き出された語については、それぞれ仮の定義文を書く。専門用語の場合は、当該分野の標準的な解釈に基づくが、専門用語であっても、あまり知られていない日常語であっても、見解や観点が複数存在するときは、その選択に当たっては、当該法令・例規の文脈に適った解釈を採用する。また、そもそも法令や当該自治体の上位の例規で定義されている場合は、その参照先を書く。特殊な事情がない限り、同じことを再定義する必要はないからである。なお、具体的な記述スタイルについては、次節を参照のこと。

（c）と（d）については、該当部分を概念として定義することになるので、その概念に対応する用語を新たに設け、抜き出された部分が定義本体となるような仮の定義文として書き下す。その際の記述スタイルについては、次節を参照のこと。

ここで新たに設定する用語は、既に当該法令・例規内で使われていなくて、分かりやすいものであれば、本来は何でもよいのであるが、次の点は可読性の観点から留意すべきである。

・全く新たなものでも構わないが、ある程度一般に意味の想像のつくように命名する。
・既に当該法令・例規内で使われている他の語と紛らわしくならないように命名する。

しかしながら、このような新語を導入する前に、まずは、通常の用語を制限的に用いることで回避できないか検討する余地はあるだろう。なお、このように新語を導入した際に、そもそも簡潔化が目的であったので、最低でも、その新語の方がその定義本体よりも長い表現とならないようにする必要はある。また、(c) や (d) のケースでは、定義規定とするよりも、括弧書きで略称規定（文中での略記の定義）とした方がよい可能性もあるので、その検討もすべきである[7)]。

さらに、このケースは単なる簡潔化の問題を越えて、本質的に、新概念の必要性に結び付く場合もある。つまり、本来必要な新概念が存在していないが故に、記述が煩雑になっているという場合もあり得るのである。この場合には、当該法令・例規の全体や政策構造、あるいは関連の政策や現実の運用なども見比べて、再検討した方がよい可能性もある。不必要に行政活動が複雑化したり、国民や住民が迷ったりする、といった重要な問題発見につながる可能性があるからである。

(4) 仮の置き換え

(c) と (d) に該当する部分は、一旦、定義語で、出現箇所を全て置き換える。

(5) 形式的必要性検証

要綱内の出現が 1 回のみの用語の場合は（定義文を入れれば 2 回）、定義対象から除外する。特定の 1 つの文内でのみ複数回出現するだけで、他の文には現れない場合は、定義対象から除外し、その文内で、括弧書きによって、「(以下「○○」という。)」のような略記の定義形式にして対応する。

(6) 意味的検証と修正

まず、定義本体内で曖昧な部分を修正する。明確でない下位概念が使われていないか、明確でない参照先になっていないか、明確でない条件設定になっていないか等の曖昧性を検証して修正する。特に、概念を列

7)　略称規定の形式や説明については例えば次を参照のこと。石毛正純『法制執務詳解･新版Ⅱ』ぎょうせい（2012 年）91-102 頁。以下『詳解Ⅱ』で参照する。

挙するタイプの定義本体の最後が、「等」で終わる場合は、「等」を使わなくて済むように書き直すか、修飾語をつけて、限定するようにしておく。また、想定しているケースのうち、必要なものがカバーされ、不要なものは除外されているか、机上シミュレーションする必要もある。机上シミュレーションの方法は問わないが、論理的・網羅的に可能性を洗い出すものとする。

次に、定義本体内で論理的に整合しない部分を修正する。最低でも、以下の点を確認する。

・矛盾する概念や性質で記述されていないこと。
・後に出現する記述を参照（「後方参照」と呼ぶ）していないこと。

(7) 定義本体の推敲

次の点を考慮して見直しや推敲を進める。

・同じ外延を表す別の分かりやすい定義文記述はないか検討する。
・複雑な記述の場合、いくつかの既存概念のより単純な組合せで表せないか検討する。これは、それらの概念の外延の和集合や積集合が定義概念の外延と一致してさえいれば、簡単に表記できることに越したことはないからである。
・場合によっては、次節で示す定義既定の記述スタイルのうち、複数のスタイルが候補となる場合もあり得るが、その場合でも、最も冗長性がなく、分かりやすいものを選ぶ。

(8) 検査

定義規定以外の部分も記述された法令案要綱が出来上がった段階で、チェックリスト等を用いて、定義記述の再検査を行う。この段階で、例えば、次のようなケースでは定義を削除・修正する必要がある。

・結局、使われていない用語の定義
・定義規定以外では、1 度しか使われていない定義

なお、定義規定内の他の定義文の定義本体で使われており、定義規定以外で 1 回だけ登場する場合は、そのまま定義を残してもよい。

本稿でも、本章第 4 節においてチェックリストの一例を提案している。

第 3 節　定義規定の記述スタイル

本節では、定義規定の記述作業の中で、実際に記述を試みる際の作業について、整理している。本節については、定義規定の機能的観点からの妥当性の検証はないが、作業手順同様に体系的に作業を進めたい方々への提案である。もちろん、多くの法制執務の手引書などを参考にした上での提案であり、本稿の観点から整理したものであるので、ある程度の合理性はある。

まず、定義規定の記述スタイルのうち、一番大きな枠組みは、次の 2 種類である。

（A）条や項がそのまま定義文となるスタイル
（B）柱書きを置いてから定義文を複数記述するスタイル

法律では（A）のケースが多いとされているが、明確な使い分けの基準がある訳ではない[8)]。いずれのスタイルを採るにしても、その構成要素は、定義文である。定義文の形式については第 2 章第 1 節で示した通りである。

法令や例規の定義文の場合、通常は、いきなり「○○とは・・・」と書き出さずに、「この法律において」や「この条例において」などを文頭に付す。本来は、このような記述がなくても、法令や例規の中で書かれているのであるから、限定されるのは当然であるが、慣例でもあり、自然な言葉の並びでもあり、さらに、確認の意味合いもあるので、特に、この限定句の機能的役割が顕在化している訳ではないが、これに従うべきであろう。

定義文は 1 文 1 定義とする方が分かりやすいし、筆者としては強くそ

8）　前出、石毛『詳解Ⅱ』79 頁。

れを推奨したいが、基準や規則がある訳ではないので、可読性を促進するものであれば、1 文に複数の定義を入れることもあり得る。

典型的な定義文の記述スタイルは次の定型パターンによるものである。なお、各スタイル名は便宜的に付けたものである。

(a)［**本体列挙**］定義本体を下位概念の列挙で記述する。
(b)［**箇条書き列挙**］定義概念についての柱書きとその下位概念の箇条書きで列挙する。
(c)［**下位参照**］定義本体の一部を下位の規則等に委ねる。
(d)［**上位参照**］上位の法令・例規の定義を流用する。
(e)［**限定**］定義対象を最下の上位概念を制約性質で限定していく形で記述する。

これらは、事実上の標準なので、記述ミスを引き起こす可能性や、読み手に誤解を与える可能性を回避するためにも、これらの定型に沿って定義規定を記述することが望ましい。なお、(a) と (b) は意味的に同じであり、どちらにするか明確な基準はないので、読みやすさの観点などから選択すればよい。

以降では、スタイルごとに説明する。

(a) 本体列挙

定義本体に、定義対象の概念を構成する下位概念群を直接列挙するものである。「○○とは、△△、◇◇、・・・及び▽▽をいう」のようなスタイルである。例えば、次のようなものである。

> この条例において「協力」とは、証拠の提供、裁判上の証拠調べ、書類の送達、受刑者証人等移送、引渡犯罪人の引渡し、仮拘禁及び執行協力をいう。

このスタイルにおいて、定義を論理的に成り立たせるためには、列挙したものの外延の総和が対象概念の外延と一致しなければならない。これは論理的に必須である。また、必須ではないが、読み手への負担を回

避する観点からは、できる限り、それらの下位概念間では重なる部分がない方が望ましい。なお、どうしても全てを列挙することができず、その他の場合を挙げる必要があるときは、(c) のような形で、「規則で定める」として、必要に応じて規則に加えていくようにするか、(e) のように、条件を記述して、概念の外延を絞り込み、「その他△△であるような○○をいう」のような形式にして、文末に付す。

このスタイルで留意すべき点は、下位概念のレベルが揃っていることが望ましい点である。レベルとはまとめ上げられ方の度合いであり、まとめられる概念はなるべくまとめた方が簡潔で把握しやすくなる。ただし、曖昧性が高くなってしまったり、ちょうど良いレベルの語彙が存在しなかったりする場合もあるので必須ではない。

もう一つ留意すべき点は、品詞やカテゴリを一致させる必要がある点である。これは必須である。品詞の不一致は、定義文内で発生することはほとんどないと思うが、例えば、定義規定の多くは名詞の定義を行っているので、それを動詞化して他の条文で用いるようなエラーはあり得る。上記の例ならば、「協力」という名詞としての定義に対し、もし、他の条文で「協力する」のようにサ変動詞化して用いてしまうと、エラーである。この場合は「協力をする」のように記述すべきである。

(b) 箇条書き列挙

定義本体には柱書きを置き、その後に定義対象の概念の下位概念を箇条書きで列挙するものである。項に柱書きを置き、号で箇条書きにする場合と、号に柱書きを置き、その中で箇条書きにする場合がある。例えば、次のようなものである。

この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。
(1) 市長事務部局の職員
(2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員
(3) 監査委員の事務を補助する職員
(4) 市議会の職員
(5) 選挙管理委員会の職員

（6）人事委員会の職員
（7）教育長及び教育委員会の所管に属する市費支弁の職員
（8）農業委員会の職員
（9）消防長及び消防職員

このスタイルにおいても、（a）と全く同じことが要請されるので、留意する必要がある。

なお、見かけがこれと酷似したスタイルでしばしば見られるケースとして、いわば「除外型」の方式がある。これは、対象概念の上位概念から、列挙した下位概念を除いた残りすべての外延部分をもって対象概念とする方法である。例えば、次のようなものである。

この条例において「行政文書」とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
（1）官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの
（2）本市市政資料館その他規則で定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ、又は公にされることが予定されているもの

この場合、柱書き部分で、様々な条件を組み合わせて、まず、定義したい「行政文書」の外延よりやや広い外延を示し、その後、その外延から、箇条書き列挙された（1）と（2）で示されるものの外延を除外することで目的の「行政文書」の外延に一致させている[9]。図1を参照のこと。

9） 数学的に表記すれば、ここで対象とする「行政文書」の外延をX、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」の外延をY、（1）と（2）の外延をそれぞれZ1、Z2とすると、X=Y－（Z1 ∪ Z2）となる。なお、この式を同値変形すれば、X ∪ Z1 ∪ Z2=Yであるから、この状況はX ⊆ Yであるので、YはXの上位で概念であることに留意して欲しい。外延的に、この除外型と通常の箇条書き列挙のスタイルの違いを数学的表記で整理しておく。対象概念の外延をX、その上位概念の外延を

注意すべきことは、柱書きの部分で規定された部分に相当する概念の名称はないことと、その概念は目的の定義概念の上位概念であることである。また、この記述スタイルは先のスタイルと形式は似ているが意味的には全く異なるものであることに留意して欲しい。このように名無しであっても、概念の外延を示すことは可能であり、この例では、(1) や (2) についても名前がない状態で概念化したものであるが、それでも外延がはっきりすることで、複雑ではあるが、明確化が図られている。

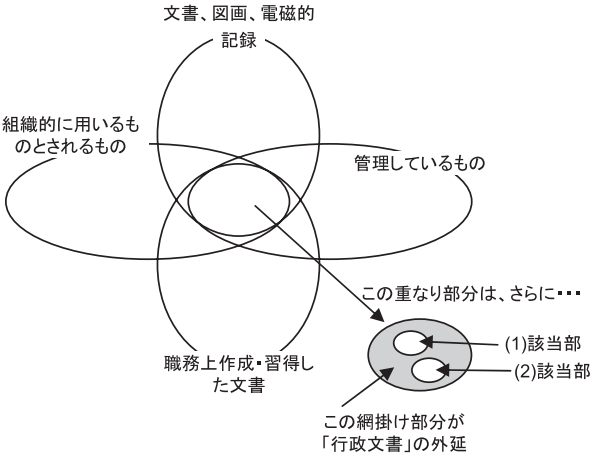


図 1：「行政文書」の外延

(c) 下位参照

下位の規範を参照させることで、具体的な定義文を書かないものである。法律の場合ならば政令や省令など、条例の場合ならば規則など、議会を経ないでも規定できるような規範で、具体的な定義を行うことを記したものである。例えば、次のようなものである。

Y、対象概念を構成する下位概念の外延をそれぞれ a_1、a_2、...、a_n、その上位概念の下位概念で、対象概念に含まれない概念を b_1、b_2、....、b_m、とする時、両ケースはそれぞれ次式で表される。
箇条書き列挙（本体列挙も）の場合：$X = a_1 \cup a_2 \cup \cdots \cup a_n$
除外型の場合：$X = Y - (b_1 \cup b_2 \cup \cdots \cup b_m)$

この条例において「事業者等」とは指定必需物資について、生産、輸入、卸売その他の規則で定める業務を行なう者をいう。

このスタイルの利点は、状況に応じて適用対象が追加されたり、変化したりすることが予想される場合、議会の手続きを経なくても、迅速に変更が可能な点である。もちろん、本質的に議会の承認が必要なことまで､なし崩し的にこの方式で対応することになってしまう可能性もあり、その点では危険な手法であることにも留意すべきである。やはり、法律や条例の中で具体的に示せるように、できる限り、立案時に検討すべきであるし、少しでもはっきりしている部分があれば、明記すべきであろう。

そこで、このスタイルでは、通常、(a)、(b) あるいは (e) のスタイルが併用されている。上の例も (a) との併用である。なお、(b) との併用の場合、一見、単独で「その他規則で定める」だけ記されているように見えるケースもあるが、その場合でも、先に明確なものを列挙しているはずである。例えば、次のような条文である。

この条例おいて「工作物」とは土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので次の各号に掲げるものをいう。
(1) 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
(2) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
(3) 製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
(4) 野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
(5) 道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメントその他これらに類するもの
(6) その他規則で定めるもの

この場合、(6) だけ見れば具体的なものを何も挙げずにいきなり参照

しているように見えるが、もちろん、(1) ～ (5) で列挙している上、柱書きも細かく記述されているので、かなり絞り込んだ上での規則への参照となっている。

(d) 上位参照

上位の規範の定義を流用することで、具体的な定義本体を書かないものである。条例の場合ならば、法令にある具体的な定義規定を参照することで、実現される。例えば、次のようなものである。

> この条例おいて「共同施設」とは公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 9 号及び公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）第 1 条に規定する施設をいう。

このスタイルの場合、本来、法令は国内ならばどこでも有効なので、自治体における例規の場合には、自動的に法令の定義が流用されるべきであるかも知れない。しかしながら、それでも数多く存在する法令の中には、同一用語に別の定義を当てている可能性もあり、曖昧性があるので、はっきりさせる必要性がある。もちろん、目的規定や趣旨規定で、上位の法令を明示してある場合は、そのような曖昧性は稀有であり、その法令で定義されている用語を参照する旨を定義するのは、本来は冗長であるが、確認の意味では親切であるし、やはり、読み手にしてみれば、はっきりするであろう。また､作成側のミスを避けることにもつながる。

(e) 限定

対象概念の上位概念に対して、条件となる性質を記述することで限定を加えて定義するスタイルで、上位概念の外延を狭めて対象概念の外延を明らかにする方式である。この定義スタイルは内包的に規定する形であり、通常の分野では、定義と言えば、このスタイルを取ることが多い。例えば、次のようなものである。

> この条例において「狭あい道路」とは幅員 4 メートル未満の道で、一般交通の用に供されているものをいう。

この場合、限定されている上位概念は、「道」である。これを、「幅員4メートル未満である」ことと、「一般交通の用に供されている」ことを道の一種である当該概念の持つ必要十分な性質たらしめる条件として記述したものである。このスタイルに対する議論は次章で行う。

なお、書き方としては、様々なケースが存在するが、このように前方や中ほどに上位概念を記述するタイプのものと、例えば、次のように後に記述するタイプのものがある。

> この条例において「生活必需物資」とは市民のくらしにおいて重要度の高い物資をいう。

この場合は、「物資」が上位概念である。短い条件の場合はこの形式の方が簡潔であろう。

この（e）のスタイルでは、適当な上位概念が見つからないケースもあるが、その場合には、非常に大きな上位概念を当てることがしばしば行われる。例えば、「もの」「こと」「場所」「者」などの概念が用いられる。

第4節　チェックリスト

定義規定外の規定も書き下した時点で、下記のようなチェックリストを使って検査を試みることが肝要であろう。これらの検査項目の提案理由や補足説明は次章において示される。なお、このリストでは、全てのエラーが事前に想定できている訳ではないので、この検査を通過したからと言って完全とは言えない点に留意して欲しい。

□定義用語が2回以上、他の条文に現れているか？
□簡略になっているか？
□誤解のない日常語まで再定義していないか？
□定義本体内に未知語やさらに難しい用語が使われていないか？
□定義本体内に「等」を用いていないか？
□定義本体内に曖昧性を表す語は使われていないか？

□循環参照になっていないか？
□定義概念間で、重なりや定義漏れがないか？
□法令や専門用語辞書等で定義されている語ではないか？
□参照先の法令・例規の定義は存在しているか？
□定義本体と対象用語が別のものになっていないか？
□定義用語が誤解を招くような命名となっていないか？
□制定後に外延の変更がありそうな場合は、規則等への参照にしてあるか？
□内心の目的を定義本体に含めていないか？
□通常用いられるよりも、狭い語や意味で、表現していないか？
□1つの号で2つの用語の定義を行っていないか？
□1つの概念にレベルの違う関連概念を含めてしまっていないか？
□品詞を混同していないか？

第３章　定義方法の理論的背景

本章では、前章で提案した定義規定の記述方法について、その理論的な背景を示しながら、なぜ本方式を採用するのかという、妥当性を論じる。

第1節　法令・例規における定義の機能

本節では、法令・例規の記述における定義規定の機能（＝意義＝目的＝役割）、すなわち、なぜ定義規定を置くのかという理由について記す。法制執務の現場で最も著名な、石毛の解説書によれば[10]、用語には「広狭の幅があったり、多義的であったりする」場合があり、また、「立法目的から用語の意義を多少拡大して用いたり、逆に縮小して用いたり」する場合があるので、「どのような意味でその用語を用いるのか明らかに」する必要性を意義として挙げている。また、既存の用語では対応できないような新しい用語を創設する場合もあることにも言及してい

10）石毛正純『法制執務詳解·三改版』ぎょうせい（2000年）81頁､以下『詳解』で参照する。

る[11]。

これだけでは、起案者側の意図に基づく定義規定の機能がはっきりしない。そこで、さらに本稿の例題作成時にも参照した田島らの文献によれば[12]、次の意義（機能）が挙げられており、これらも考慮したい。

①規制対象が「社会一般に知られていないものである」場合の意味を明確にするため
②「社会一般に知られていているものであっても、そのものの内包、外延が明確でないものを明確にする」ため
③「社会一般に知られていてその意味内容も明確であるが、当該法律の趣旨目的からして当該法律の規制内容及び対象たるものの概念の内包、外延を社会一般通念よりも狭くするか広くする」ため

石毛の言及している前者は③に対応するが、後者については、④新しい用語の創設のため、という機能として追加することにする。

以上の機能は、定義規定を設けることについて、用語の意味的な面での役割である。実際には、これらに加えて、可読性という表現の観点からの定義規定も存在する。例えば、略称のように、記述される長さを短くして、読みやすくするための機能である。この最後の機能を上記の 4 つの機能に加えて、⑤短縮化による可読性の向上のため、とする。本稿では、これら 5 つの機能が定義規定を設ける意義であるという大前提を置く。

逆に言えば、これらの機能が不要なケースでは、定義規定を設ける必要はないであろう。むしろ、混乱を招く可能性さえある。実際、山本の文献では[13]、「その意味がほぼ確定していて十分解釈できるような用語については、むやみに定義を設けるべきではない」としている。前田の文献でも[14]、「そのまま使用しても特に紛れがないと考えられる場合には、その用語を定義する必要はなく」、このような場合に定義を設けると「か

11）前出、石毛『詳解』106 頁。
12）前出、田島ほか『クリニック』43 頁。
13）山本庸幸『実務立法技術』商事法務（2006 年）75 頁。
14）前田正道『ワークブック法制執務・全訂』ぎょうせい（2002 年）74 頁。

えって法令を分かりにくくすることがある」と記している。すなわち、定義規定は必要性があって初めて設けるものであり、必要性がなければ、そもそも設けないに越したことのないものなのである。

最後に、定義規定の諸機能に一貫して通じる要請は、「明確化」である。なお、機能①のように、「未知」のものも明確でない、と考えるものとする。筆者もこの前提に倣うつもりである。すなわち、基本的に、定義本体は、まず、既知の用語から構成されている必要があり、さらに、その既知の用語の外延が明確であることも必要である。そこで、そもそもその定義本体の記述時点で未知の用語を使用することは許されないと考えるべきである。これは、法律分野に限らず、一般に、定義というものに本質的に要求されているルールである。例えば、数学分野やコンピュータ言語の分野ならば、その点は特に厳密なので、未知のものが定義本体に含まれれば、エラーとして処理されてしまう。

第 2 節　定義規定の記述方法の妥当性

前章で示した作業手順自体は後戻りもあるため、順序に絶対的な意味合いはないが、各作業については、そのような作業をする理由を示す必要があるだろう。そこで、以下では、手順に沿って、各作業について、それを実施する理由と妥当性について論じ、必要に応じて各作業の補足説明も付記する。

(1) 法政策案の要綱の記述

この作業については、既に述べたように、客観的な作業ベースがなければ、思考の中だけのものになってしまい、システマティックに作業を進めることは困難である。そこで、まずは、要綱として書き下しているのである。この意味では、たとえ、以降の各作業の順番に変更が生じても、この書き下しの作業だけは最初に行う必要がある。もちろん、文章の書き下し以外でも客観的な方法があれば、それに抗うものではない。

(2) 用語（概念）の洗い出し

書き下した要綱に対して、用語を洗い出すようにしているのは、法令・

例規を起案する際に、定義を先に行ってしまうことで、後から不都合が生じるというケースにしばしば出会うからである。例えば、実は定義の必要はなかった、他の規定部分では実際には少し用語を変えて用いていた、などというケースである。

そこで、まず、必要性の観点からの検証も含めて、実際に定義のない状態で書かれたものを見て、繰り返し用いられている長い表現や複雑な表現があったり、用語が存在したりすれば、それらは定義の必要性があることになる。これらは、前節で示したように、定義規定というものの機能がそれらの必要性に応えるものだからである。

ここで、今一度それら機能を列挙すると、①社会一般に知られていない概念の明確化、②知られていても概念の外延や内包が明らかでないものの明確化、③当該法令・例規の目的・趣旨に沿うための外延や内包の変更、④新概念の創設、⑤簡略化、である。これらの機能を前提にして、（a）から（d）の作業を位置付けると次の通りである。

（a）における、日常語でない用語を抜き出す、という作業は、要するに専門用語の抜き出しである。ただし、高度に専門的な用語であり、その定義が客観的に確認できるような形、例えば辞書等に載っているような場合で解釈が分かれない場合は、明確であると言えるし[15]、もし、それを写して専門的な定義を記述することになると、返ってその定義を読む者には理解できない内容となってしまう。そのような専門用語を再定義するのは無駄も多く、害さえあることになる。これは、よく知られた専門用語についての場合でも同じである。例えば、「癌」は定義するとすれば高度に専門的であるが、ほとんどの人は知っている概念である。このようなものは通常、法令でも例規でも定義されない。ただちに日常語と呼ぶには抵抗があるかも知れないが、明確化が必要なものであるかどうかという現在の議論の観点からは、よく知られた日常語で意味に揺らぎないものと同様の扱いになる。

しかしながら、専門用語でも、分野によって使い方が異なったり、同

15）ブラックボックス化して意味が一意に定まる仕掛けさえ用意してあれば足りる。例えば、裁判官は、医学の専門家ではないが、医師や学者に証言させることで、専門的な判断を下している。これは、専門的な内容をブラックボックス化して、判決に必要な部分だけを取り出す仕掛けである。

じ分野でも専門家の見解や辞書によって異なったりするようなものは、どの意味で用いられるべきか明確化する必要がある。そこで、このような用語は定義の必要ありとみなすため、ここで定義する用語の候補として抜き出すのである。こうして抜き出された用語は、機能①～③のいずれかの対象となる用語である。すなわち、この作業で抜き出された概念は、よく知られていない概念か、その解釈が複数あることで内包や外延が曖昧となる場合か、あるいは、既存用語であることは事実なので、法令・例規の趣旨・目的によっては解釈の変更が必要な可能性もある場合か、いずれかである。

（b）において、あまり知られていない日常語を定義語の候補として抜き出す理由は、直ちに機能①の対象となる可能性があるからである。また、日常語であっても、人によって解釈が異なる場合に抜き出すのは、直ちに機能②の対象となるからである。

（c）において、複数の概念の列挙や組合せとして書かれている部分を抜き出す理由は、基本的には簡略化された記述に置き換えたいからである。なお、最低 2 箇所は同じ記述パターンが出現している必要がある。これは、機能⑤に対応している。ただし、場合によっては、機能④のように、新たな概念として創設した方がよいことを示唆している可能性がある。

（d）において、煩雑あるいは複雑な表現部分を抜き出す理由は、（c）と同じく、基本的には簡略化できないか検討するためであり、機能⑤に対応しているが、場合によっては、やはり、機能④のように、新たな概念として創設した方がよいことを暗示している可能性がある。

以上で、定義対象となる用語の必要性についての議論が、元々定義規定が持つ機能から導かれるという点で妥当であることが示され、その必要性のあるものをこの作業フェーズでは抜き出すようにしていることが示された。網羅性の観点からは、機能①～⑤で対象となる用語のパターンの全てが、このフェーズの作業のいずれかでフォローされていることが確認できる。

（3）定義実施

大きく 2 つのケースに分けられるのでそれらを順に示す。

（イ）定義本体記述が必要なケース：(a) と (b) への対応

この場合は、定義対象となる用語はあるが、定義本体が存在しないケースであるから、まずは、定義本体の記述を試みる。以降の作業フェーズで何度も修正される可能性があるので、ここでは、仮の定義文の作成と考えておく。

この際、(a) の場合は、専門用語の辞書や専門領域の公に認められた文献・資料あるいは専門家の助言を参照することになると考えられるが、見解が分かれる点については、機能③の要請より、当該法令・例規の文脈に適った解釈を採用する必要がある。本作業ではそれを実施することになるので、妥当な対応と言える。

(b) の場合は日常語であるが、辞書や資料を使う場合、専門用語とは異なり、一般的過ぎる定義が記載されていることが多くなるので、当該法令・例規の文脈に則して絞り込んだ定義本体を記述する必要がある。もちろん、(b) の場合も、機能③の要請から導かれるものである。

なお、定義規定の各機能は、明確でないものを明確にする、という趣旨であるから、そもそも上位の法令や例規で明確にされているものについての再定義は不要である。そこで、このような場合、それらへの参照を記述するように促している。

（ロ）定義語記述が必要なケース：(c) と (d) への対応

大前提として、その抜き出す部分がそもそも明確な記述になっている必要があり、そこが不明確な場合は、まずは、最終的に定義本体となるその記述部分を明確になるように修正することから始めるべきである。もし、その部分が明確になっている場合には、直ちに、その部分を定義本体とするように、定義文を書くことになる。これがこのケースへの対応作業である。

明確化という意味では機能的要請の①～③は、どれも満たしていることになるが、むしろ、このケースで定義規定化することの主要な理由は機能④と⑤をフォローすることにある。逆に、機能④の新概念創設や機能⑤の簡略化とならないならば、定義規定化しない方がよい。

なお、他の複数の条文中に存在する繰り返し部分などを抜き出して

用いるのであるから、そのまま全く手を加えない文を採用すると、定義本体として利用できないケースがあると思われる。そこで、実際には、そのままでは定義本体としないで、修正する必要があるであろう。その際にも前章で示した記述スタイルが利用できる。

(4) 仮の置き換え

作業手続き上、全体を見直すために行うものである。このような作業を行った上で以降の検証や修正の作業を行わないと、エラーの混入リスクが高くなる。したがって、この作業は定義規定の機能的必然性から導かれるものではなく、作業手順の都合上、置かれたものである。

(5) 形式的必要性検証

この作業フェーズは、1 回しか出現していない用語の場合、定義本体が十分明確ならば、その定義本体の記述を展開して該当箇所に書いておけば足りるので、定義対象から除外するというものである。定義規定の機能が働く大前提は不明確な部分や繰り返し部分の存在であり、そうでないものを除外することで、定義規定の機能上、不要なものがない状態にできる。

(6) 意味的検証と修正

仮定義文の定義本体の曖昧性の検証であり、機能①～③から直接要請される妥当な作業である。

この作業フェーズを補足すると、「後に出現する記述を参照していない」ことの確認は循環参照の除去が目的である。これは、例えば、定義規定の中の第 1 号で第 2 号を参照し、第 2 号では第 1 号を参照しているようなパターンのことを指す。次の例のようなケースである[16)]。

(1) 飼い主　飼い犬等の所有者、または管理者もしくは占有者をいう。
(2) 飼い犬等　前号の飼い主が所有し、または管理し、もしくは占

16) 前出、田島ほか『クリニック』94 頁。

有する犬およびねこをいう

この例では、(1) の定義本体冒頭で、「飼い犬等」としており、次の第 2 号を参照している。定義というものは、既知の概念から新しい概念を創設するものであるから、後方（未知）のものを参照して定義本体を記述してはならない。この例では後方参照と、既に定義されている用語に対する前方への参照とが組み合わさって、第 1 号では第 2 号を参照、第 2 号では第 1 号、再び、第 1 号では第 2 号、・・・と永遠に止まらなくなるのである。つまり、参照が循環している。この原因は、一見、参照し合うことにあるのは明白であるが、さらに細かく観察すると、そもそも、先に置かれた定義用語は、後方の定義からすれば、既知の用語であるので、参照しても問題がないはずなのである。すると、この相互参照は、先におかれた定義を記述した時点では後方で明らかにするつもりであったのかも知れないが、その時点では未知の用語や言明を用いていることになり、そこに起因する問題なのである。そこで、上記のように「後方参照しない」というルールが正当化されるのである。

なお、このような後方参照には、複雑なケースもあるので注意が必要である。次の例は、本稿執筆時現在でも実際にいくつかの自治体の例規に存在しているものであり、第 3 条は定義規定ではないが、厳密に言えば循環参照になっている記述である。

第 2 条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 町民等　町内に住み、若しくは町内で働き、学び、若しくは活動する人又は次条の規定による手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。
(2) 町長等　・・・略・・・

第 3 条　町長等は、次条第 1 項各号に規定する政策等の策定等を行うときは、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く町民等の意見を求める手続（以下「パブリックコメント手続」という。）

を実施しなければならない。

この例では、本稿で提案する「後方参照しない」というルールに従っておらず、定義規定の第2条1号の「町民等」の定義本体から第3条を参照しており、その第3条が「町民等」を用いているので、循環参照となってしまっている。なお、私見であるが、この場合、第2条では、第3条を参照するのではなく、単純に「政策等の利害関係人」などのように記しておいた方がよいのではないかと思われる。

（7）定義本体の推敲

推敲作業では、もちろん、内容にエラーがあれば修正を施す必要はあるが、さらに、表現上の問題を検討することが主眼になっている。それは、分かりやすさの問題は表現対象の意味的な内容の影響も大きいが、いくら内容に問題がなくても、表現が紛らわしければ可読性が下がり、結果として分かり難いものとなってしまうからである。これは機能①～③および⑤で要請される明確化や簡潔性の問題であり、それに対応する作業の一つとして、本推敲作業も位置づけられる。

（8）検査

PDSサイクルやPDCAサイクルにおける[17]、見直し（See）や検査（Check）のフェーズに対応するものであるが、（7）までの作業で何度か修正されているうちにトータルで見落としが生じてしまうことがある。現実には人手の作業であるから、むしろ、そういうものであることを前提にして、チェック体制をしっかりした方がよいと思われる。そのために設けた作業フェーズである。特に、様々な修正を加えていると、例えば、結局使われない用語や出現回数が1回だけの用語が現れるケースも見受けられる。そこで、今一度定義規定の機能に則して、当該定義が必要なものか検査することとしている。

17）PDSとはPlan-Do-Seeの略で、計画して、実行して、見直す、というプロセスのことを指し、これを回していくことが「PSDサイクル」と呼ばれている。PDCSとはPlan-Do-Check-Actionの略で、計画して、実行して、検査して、修正するというプロセスのことを指し、これを回していくことが「PDCSサイクル」と呼ばれている。

第 3 節　検査項目の根拠

本節では、前章で示されたチェックリストの各検査項目について、その根拠と必要に応じて補足説明を記す。以下、チェックリストの順に示す。

・定義用語が 2 回以上、他の条文に現れているか？
⇒ 1 度しか現れないものを定義するのは無意味である。その場に定義本体として記述しようとしたものをその該当箇所に展開して記述すべきである。

・簡略になっているか？
⇒定義した用語の方が、その文字列長が長いというのでは無意味になってしまう。つまり、用語の方が長いのであれば、用語を定義せずに、そのまま定義本体を書いてしまえばよいことになる。もちろん、新概念の導入が必要である場合は仕方がないが、それでもあまり長い用語は避けるべきであろう。

・誤解のない日常語まで再定義していないか？
⇒誰も判断に迷わないような日常語をわざわざ定義すると、返って理解され難くなることもあり、また、場合によっては、当該法令や例規内の整合性が取れなくなってしまうことが起こり得る。基本方針としても第 2 章第 1 節 4. で示したように、不要な定義は避けるべきである。

・定義本体内に未知語やさらに難しい用語が使われていないか？
⇒定義本体の記述の基本は既知の用語を用いた記述である。既知でなければ、明確とはならない。そこで、未知の用語や聞き覚えはあるが難解な用語などの使用は避けなければならない。第 3 章第 1 節でもこの点には言及している。

・定義本体内に「等」を用いていないか？
⇒用語として「等」を付けたものがあっても、その定義本体が明確であ

れば問題ないが、定義本体内で使用される概念に「等」を付けている場合は、結局明確にならないので定義規定の機能が働かなくなってしまう。定義本体からは除去するようにしたい。もちろん、「等」が付いた用語を先に明確に定義しておき、それを定義本体から参照する場合は構わない。

・定義本体内に曖昧性を表す語は使われていないか？
⇒明確化が定義規定の一貫した目的であるので当然曖昧性は排除されるべきであるが、仮定義の時の言葉遣いのまま残ってしまう場合もあるので、検査項目に加えている。なお、曖昧性を表す語の例は、「～らしい」「～のような」「概ね」などである。

・循環参照になっていないか？
⇒循環参照があると、定義が不確定となるので、除去すべきである。なお、これは、1つの定義を書いた時点では分からないことなので、一通り定義規定全体を記述した後でチェックする必要がある。もちろん、本稿でこれまで提案してきたように、「後方参照しない」というルールで定義本体を記述するようにしていれば防止できる。

・定義概念間で、重なりや定義漏れがないか？
⇒複数の用語を定義した時、それらが表す外延に、重なりができてしまうと、その用語を使用する側や理解する側は判断に迷い、混乱してしまう。次節で示すように、きちんと区別されていることが、分かりやすさにつながる。また、定義規定の機能に一貫する要請は、明確化であるから、そのような重なりは明確化を阻害する曖昧性以外の何者でもなく、再定義を検討した方がよい。一方、定義漏れに関しては、それぞれの概念の外延を具体的に検討してみることが肝要である。その検討時には、例えば、想定ケースを用意しておき、当てはめてみて、漏れなくカバーされているかを検査する。

・法令や専門用語辞書等で定義されている語ではないか？
⇒同じ用語を二重に定義するのは混乱の基になるので、それを極力避け

ることがねらいである。これは手順（2）（3）に戻って再度見直した方がよい。もし、既に法令等で定義されている意味（外延）を多少変えて再定義する必要があったとしても、その元の定義を定義本体内で参照した上で、どう変更させて用いるのかが明確に分かるように記述する必要がある。専門用語の変更の場合も、標準的な定義との違いが分かるようにする必要がある。なお、これらは、意味を明確にすることはもちろんであるが、それ以上に、紛らわしい状態を回避して、分かりやすくすることに重きがある検査項目である。

・参照先の法令・例規の定義は存在しているか？
⇒最初に定義規定を記述した時には問題なくても、議会を通過するまでに時間がかかり、既に改正されていたり、場合よっては廃止されたりしている場合もある。当然のことであるが、確認のため、検査項目としている。

・定義本体と対象用語が別のものになっていないか？
⇒定義規定以外の条文において、定義対象の用語の使われ方が定義本体で考えていたものと違う意味で使われているようなエラーケースも稀に生じる。その確認のため、検査項目としている。

・定義用語が誤解を招くような命名となっていないか？
⇒最初に定義規定を記述した時に比べて、定義規定以外の規定が数多く追加・変更されると、類似の用語が追加されてしまい、相対的に分かりにくい用語になってしまう場合がある。そこで､検査段階において､他の表現との比較の中で、誤解を招く可能性が生じていることが発見されれば、いずれかの定義用語を変更することについても、検討の余地が生まれる。その検出のための検査項目である。

・制定後に外延の変更がありそうな場合は、規則等への参照にしてあるか？
⇒このような場合、外延を固定してしまうと、法律や条例では、追加や変更が必要な時に、いちいち議会を通すことになり、煩雑となる。本

質的に議会を通す必要のあることならば仕方がないが、そうでない場合は、規則等への参照にしておいた方が運用上の利便性が高まる。

・内心の目的を定義本体に含めていないか？
⇒曖昧さの問題と同じであり、客観的な明確化とはならないので、基本的に、内心の目的などの記述は除去すべきである。

・意図しているものよりも、通常狭い意味で用いられる用語を定義語にしていないか？
⇒例えば、人が飼う生き物全般を定義対象にしたい場合に、「犬猫」と命名したり、「家畜」と命名したりすることである。この場合はもう少し意味の広い上位概念を採用するか、あまり好ましくはないが、よく見かける対応としては、定義語に「等」を付すことで回避できる。この場合ならば「犬猫等」のような用語である。原理的には定義本文が正しければ、定義語自体は、別の定義文で定義されていない限り、何でもよく、極端に言えば、猫を「犬」と定義できる。しかしながら、このような定義が混乱を招くことは明らかであるし、その混乱から、実際の心理としては、やはり、容易に判断が付かない状況を引き起こしてしまうであろう。そうなれば、本来の定義規定の機能である明確化に反する。やはり、分かりやすい定義語を選択すべきである。

・1 つの号で 2 つの用語の定義を行っていないか？
⇒このような定義は、論理的には問題ないし、誤解が生じなければ、本来は構わないのであるが、それでも、非標準的であるため、エラーを誘いやすいし、2 つのことを同時に書くと、通常、後のものについては、一般に省略して書く傾向があるので、読み手に見えない文脈を意識させることになるため、明確化が阻害される恐れもある。

・1 つの概念にカテゴリの違う関連概念を含めてしまっていないか？
⇒例えば、「野球場」という概念を定義する際に、定義本体を「野球設備を持つグラウンドのある施設」のような形で、うまく必要な性質を全て含むような形の内包的定義方法で記述することは可能である。し

かしながら、もし、誤って、次のように定義してしまった場合は、野球場というカテゴリ（種類）とは異なるものまで野球場と考えていることになる。もちろんエラーである。

この条例において「野球場」とは次のものをいう。
(1) 野球用グラウンド
(2) プレヤーズベンチ
(3) 観客席
(4) スコアボード
(5) ブルペン
(6) バックネット
(7) 放送室

そもそも、このような柱書きで始まる箇条書き列挙型定義の場合、論理的には、論理和となるようにしなくてはならず、そこで列挙される対象の外延内のすべての個体を含む集合を外延とする概念でなければならない。しかしながら、この例では、野球場を構成する部品のリストを記述してしまっているので、例えば、スコアボードを「野球場」とは言わないが、そう宣言していることになってしまう。もし、このように部品によって定義本体を構成したい場合は、それらの部品を全部持っているもの、という意味にしなくてはならず、むしろ、論理積にする必要がある。そこで、もし、論理的に正しく表現するならば、柱書きを「この条例において「野球場」とは次のものを全て含むものをいう」とすることで対応できる。ただし、このような記法は法令や例規ではほとんど見かけない。こうして本来下位概念を列挙すべき表記法に対して、誤って、部品となる概念を列挙してしまうと、カテゴリの異なるものが入ってきてしまって、論理的にもエラーとなる。これは、部品など、その概念に単に関連するだけで、上位・下位の関係にはない概念を含めてしまうことに因る。なお、概念間の関係（上位・下位関係と部品関係）については本章第 5 節で説明する。

・品詞を混同していないか？

⇒第 2 章第 3 節の本体列挙のスタイルの説明箇所でも述べたが、例えば、特定の協力を「協力」として定義した時に、他の条文中では「協力する」のようなサ変動詞化して用いられていることがある。これは、名詞と動詞の違いがあるので、厳密にはエラーである。

第 4 節　概念の分類と分かりやすさについて

本節では、概念の分類と分かりやすさの関係について示す。まず、準備として、概念について確認しておく。既に示したように、概念は、外延的に捉えると、その概念に当てはまる個体の集合と考えることができる。通常の数学の基礎には、外延的な解釈に基づく集合論が採用されており、集合は、その要素が過不足なく一致していれば、同一集合とみなされる。もちろん、集合の命名の仕方や要素以外の関係性、あるいは思い入れのようなものが実際には存在しており、要素が全て一致しているとは言え、それだけで同じ集合とは考えたくない場合もあるが、そこを捨象して、要素の集まりとしてのみ捉える、というのが外延的な解釈である。

さて、こうした外延的な観点に立つことで、なるべく人間の認識には依らない客観的な観点で物事を見ることができる。ただし、あくまでも「なるべく」ということで、「内包的なアプローチよりは認識によらない」という程度である。よく例に出されるのが「明けの明星」と「宵の明星」であり、内包的には異なるが、外延的には、同じ金星である、というものである。このような程度での客観性である。

そこで、この外延に着目して、概念の分類を行うということは、ある上位の概念の外延となる集合に対して、その下位の概念の外延をその部分集合とすることに他ならない（図 2）。その際に、ある部分集合と別の部分集合が重なっていたり、どの下位概念にも所属していない部分（漏れ）ができてしまったりすると、ある個体について、どの部分の要素にすべきか判断が付かなくなる。これが、「分かりにくい」状態である。逆に判断が付くような「分かりやすい」状態とは、その上位概念の外延が、下位概念の外延によって、分割されている状態である（図 3）。分割とは、ある集合がその各部分集合間に交わりの部分がないような部分

集合のみで成り立っている場合を指す。この場合は、その上位概念の実例、すなわち、上位概念の外延の要素であれば、必ず、いずれかの下位概念の外延に属し、また、他の下位概念の外延に属することはない。したがって、確実に判断が付く。

このような状態が「分かりやすい」あるいは「分かる」状態である。また、「分かる」ということが、はっきり分割して区別すること、すなわち「分ける」ことで実現されることも確認できるであろう[18)]。

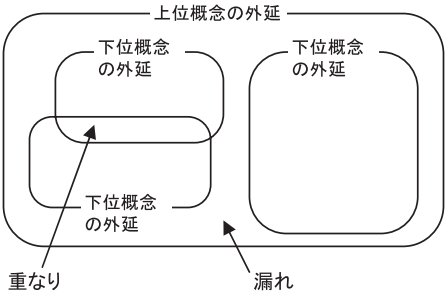


図２：概念分類時の外延（好ましくない状態の例）



図３：概念分類時の外延（分割された例）

18）例えば、坂本賢三『「分ける」こと「わかる」こと』講談社学術文庫 1767（2006年）参照。

第 5 節　概念間の関係について

本節では、概念間の関係について整理する。ただし、本稿の議論で必要な程度に留めておく。

まず、これまでの議論の中においても度々登場した、「上位概念」「下位概念」という用語がある。これは、前節でも述べたように、外延的に見れば、上位概念の外延に下位概念の外延が含まれる、という関係である。この状況をもう少し正確に記すために、数学的な表記を許してもらえるなら、概念 A、B があり、各概念の外延を得るための関数を e とすると [19]、

$$e(A) \subseteq e(B)$$

が成り立つのであれば、A は B の下位概念であり、B は A の上位概念であることになる。このような関係性を概念の「上位・下位関係」あるいは「包摂関係」などと呼んでいる。人工知能などの分野では伝統的に「IS-A 関係」（○○ is a △△という英文の形に由来する）と呼んでいる。ただし、IS-A 関係の場合は、「日本人は人間である」のような概念間の関係だけでなく、「徳川家康は人間である」のように個体と概念との関

19）関数とは、要するにブラックボックスで、具体的な内部での動作方法はともかく、入力 x に対して出力 y を出してくれる仮想の機械と考えればよく、その際、その関数の名前を f とするならば、「y=f(x)」と表記する決まりになっているということである。入力は複数あってもよい。その場合はコンマで区切る。このような関係性のある状況ならば何に適用してもよく、例えば、ある自動販売機を関数 f に見立てて、もし、その自動販売機が、100 円を入れて 1 番目のボタンを押すとオレンジジュースが出てくるのであれば、「オレンジジュース =f(100 円, 1 番)」のようにその状況を記述できるのである。f などと書かずに、「オレンジジュース = その自動販売機(100 円, 1 番)」でも構わない。逆に表記法の約束さえしておけば、「o=f(100,1)」のような表記もあり得るだろう。さて、本文中の説明で便宜的に導入した関数 e は、要するに、「e(犬)」という記述が「犬という概念の外延」、という意味であり、それは、犬という概念を入力すると、その外延を集合として出力してくれる、仮想の外延化マシン e を導入した、ということである。従って、数学の記法を極力避けるとしたら、「e(A) ⊆ e(B)」という表記は、「A の外延は B の外延に含まれる」と記すことができる。しかしながら、数学の記号を用いることによって、外延というものが、数学で言うところの集合の一種であることや、そこで含まれるということが、数学でいうところの集合の包含関係と等価であることが記号化することで担保されるので、客観化や明確化により貢献できるのである。

係も含んでしまう。そこで、厳密には、「subclass-of 関係」と「instance-of 関係」として区別している。前者は包摂関係、後者は個体が概念に所属している実例であるという関係である。ただし、概念ではなく、具体的な会社など、特定の実体（個体）に所属しているという関係を表す場合は「member-of 関係」と言ってさらに区別している。こうして、詳細に区別されて議論されたり、データ表現されたりしている。本節では概念間の関係に絞っているので、IS-A 関係のカテゴリの中では、この包摂関係に着目する。

次に、着目する関係は、人工知能などの分野では「HAS-A 関係」（○○ has a △△に由来する）と呼ばれてきた関係である。これは、ある概念の外延の問題ではなく、ある概念が持っている性質として他の概念を結びつける関係である。例えば、「自転車は車輪を持っている」という性質があれば、「自転車」概念と「車輪」概念との間には、自転車は車輪でなく、車輪も自転車でないので、当然 IS-A 関係が存在しないことは明らかだが、自転車と車輪との間には HAS-A 関係が存在している、ということができる。「自転車 HAS-A 車輪」と表現することもできるが、逆に、車輪を先にして、「車輪 part-of 自転車」と表現することもでき、この場合は「part-of 関係」と呼ばれる（以後、本稿では便宜的に「部品関係」と呼ぶ）。主客が逆転するが本質的には同じ関係である。この表記を日本語にすれば「持っている」とか「部分である」ということになるが、これをさらに抽象的に拡大解釈して、属性など様々な性質も、結局は「持っている」という形で言えるので、あまり細かい区別をせずに、HAS-A 関係や部品関係だけで済ます場合も多い。厳密には分けて考えないと困ることもあるが[20]、本稿の範囲では特に問題がないので、HAS-A 関係あるいは部品関係だけで十分である。

以上着目した 2 つの関係、すなわち、包摂関係と HAS-A 関係を基に、定義規定の背景を描いてみる。まず、定義とは、定義対象の概念が他の概念とどのような関係にあるかを示したものであり、かつ、定義概念の外延は定義本体で記されたものの外延と一致するように構成されたもの

20）このような分野の議論は、情報科学の分野ではオントロジー工学と呼ばれる分野で行われている。例えば、溝口理一郎『オントロジー工学の理論と実践』オーム社（2012 年）を参照。

である。

定義本体で用いられる手法は、次のいずれかである。

・定義概念の上位概念に対して、必要な諸性質で制限をかけることによって、その上位概念の外延を絞り込み、定義概念の外延と一致させる手法。これは、それらの諸性質のそれぞれについて、その性質を持つものを全て集めて、その性質自体を概念と見た場合の外延に相当する集合を列挙し、それら全ての積集合とさらに、先の上位概念との積集合で定義概念の外延と同じものを作り出していることになる。例えば、「狭あい道路」の定義本体の例であれば、上位概念は「道」であり、制限のための性質は「幅員 4 メートル未満である」と「一般交通の用に供されている」であるから、「幅員 4 メートル未満である」もの全ての集合、「一般交通の用に供されている」もの全ての集合、及び「道」の外延（すなわち全ての道の集合）の積集合が、「狭あい道路」の外延と同じであることを言明した定義文なのである。HAS-A 関係に着目している。

・定義概念の下位概念を過不足なく集めて、それらの和集合を定義概念の外延と一致させる手法。包摂関係に着目している。

これらも、数学的な表記を許してもらえるなら、先ほどのように各概念から外延を得る関数を e、定義概念を C、その上位概念を A[21]、各性質を p_1、p_2、・・・、p_n、各性質を持つもの全体の集合を得る関数を f、各下位概念を B_1、B_2、・・・、B_m[22]、とすると、定義文においては、前者の制限型の場合と後者の下位概念列挙型の場合は、それぞれ次の等式が成り立つと言える。

$$e(C) = e(A) \cap f(p_1) \cap f(p_2) \cap \cdots \cap f(p_n)$$
$$e(C) = e(B_1) \cup e(B_2) \cup \cdots \cup e(B_m)$$

21）すなわち、$e(C) \subseteq e(A)$ である。
22）すなわち、$e(B_1) \subseteq e(C)$、$e(B_2) \subseteq e(C)$、・・・、$e(B_m) \subseteq e(C)$ である。

もちろん、右辺については、両者を組み合わせた複合型であっても、要するに、左辺の e(C) と等号で結ばれるように右辺が形成できればよい。そのような複雑な形の定義規定も数多くある。

第４章　まとめ

本稿では、法令・例規における定義規定の記述方法論を具体的に提案し、その理論的な背景を示すことでその妥当性を示した。ただし、実際の利用後の効果の検証は行っておらず、今後の課題である。また、本稿の方法論は、提案したものについての妥当性については示したが、その効率性や網羅性については検証されていない。特に、チェックリストの網羅性については、典型的な問題に対して対応するものであったので、今後も新たな問題があれば、追加あるいは修正される可能性がある。その点も含めて、本研究の今後の課題である。

最後に本方法論は、実際にマニュアルとして活用してもらうことを意図しているにも関わらず、ソフトウェアの仕様書のように手順やロジックを細かく書き下しているので、その理由を述べておく。それは、筆者らが進めている e-Legislation 研究が進んだ時[23)]、このような定義作業の半自動化を目指しており、そのためには、仮にでも客観的な手順化を行っておくことと数学的な背景を維持することが有効となる。そこで、本稿では、やや細かく手順等を記載し、背景理論も記しているのである。

謝辞

本研究は e-Legislation の研究活動からスピンオフしたものであるが、その e-Legislation 研究の動機となった政策立案に関する法情報学の講義準備は、本研究科の松浦好治教授からのお誘いに端を発しており、その後も、様々な形で研究の機会を与えて頂いた。この場を借りて感謝の意を表したい。また、本稿執筆作業において、名古屋大学大学院法学研究科研究員の久田亜有美氏の協力を得た。この場を借りて感謝の意を表したい。なお、本研究では、JSPS の科研費基盤研究（A）課題「e-Legislation

23）拙著「e-Legislation の構想―情報処理としての立法過程―」名古屋大學法政論集 241 号（2011 年）<1>-<26> 頁。

に基づく法制執務方法論の情報科学的基礎付けと検証」（24240040）の助成を受けている。